

令和5年2月24日

お客様各位

網走バス株式会社

路線バス（乗合バス）の上限運賃改定の認可について

網走バス株式会社（本社：網走市南二条西1丁目15番地／社長：小澤 友基隆）は、本日令和5年2月24日、北海道運輸局長より、申請しておりました運賃改定の認可を受けました。新運賃につきましては、令和5年3月27日の実施を予定しております。お客様にはご負担をおかけしますが、何卒ご理解賜ります様、よろしくお願い申し上げます。

（1）申請概要

①申請理由

弊社一般乗合バス事業は、消費税率引き上げに伴う税率転嫁及び平成17年に実施した女満別空港線限定の運賃改定を除いては、平成9年に運賃改定を実施した後、約25年に渡り現行の運賃水準による輸送サービスを提供して参りました。

この間、マイカー普及・少子高齢化の進行を主因に、弊社の路線バス年間輸送人員は平成9年当時と比較し、4分の1にまで減少しています（平成9年約233万名、令和3年約59万名※路線バスのみ年間乗客数で都市間高速バスは除く）。

さらに車両老朽化による管理コスト向上・燃料高騰・乗務員確保が困難な状況も重なり、乗合バス事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。重要インフラである地域交通を将来に渡り維持継続する為にも、今回の運賃改定を申請する運びとなりました。

②認可概要

- 申請日 令和4年12月15日
 - 認可日 令和5年2月24日
 - 運賃改定日 令和5年3月27日
 - 適用路線 一般バス全路線
 - 初乗り運賃 現行150円／改定後180円
 - 特殊回数旅客運賃 昼間割引回数券の販売は令和5年3月24日にて終了致します。
※令和5年3月24日までに購入したものは引き続き使用可能です。
 - 基準賃率 現行41円90銭／改定後50円30銭
※現行は消費税5%、改定後は消費税10%を含みます。
 - 平均改定率 14.9%（上限運賃の平均改定率）
- ・ 上限運賃とは、一般乗合バス事業の経営に必要な原価に応じて算出される、バス事業者が収受してもよいとされる運賃の上限額です。
 - ・ 基準賃率とは、料当り賃率のことで、運賃を計算する際の基準となる値です。

(2) 主要区間の改定運賃

区間	項目	普通運賃		通勤定期（1ヶ月）		通学定期（1ヶ月）	
		現行	改定運賃	現行	改定運賃	現行	改定運賃
	初乗運賃	150	180	5,610	6,890	4,760	5,830
	向陽入口～向陽団地中央	150	180	5,610	6,890	4,760	5,830
	東京農大～潮見10丁目	180	230	6,810	8,800	5,780	7,450
	大曲～バスターミナル	220	260	8,580	9,950	7,260	8,420
	網走駅～桂町3丁目	230	280	8,960	10,710	7,590	9,070
	向陽団地中央～つくしヶ丘団地 (ファミリー団地)	430	490	16,370	18,740	13,860	15,880

(3) お客様のご利用区間運賃のお問い合わせ先

ご利用いただく各区間個別運賃・定期券運賃の照会につきましては、本日（令和5年2月24日）より弊社ホームページにて公開、またお電話でのお問い合わせにも対応致します。

○ホームページでのご確認方法

- ・ <https://www.abashiribus.com> または「網走バス」で検索しトップページを表示。
 - ・ 「路線バス」→「運賃早見表」→「令和5年3月27日からの路線バス運賃表」、検索する区間の路線・乗車停留所・降車停留所を選択すると運賃が表示されます。
- ※3月26日までは改定前・改定後運賃とも掲載しております。「3月26日まで」と「3月27日から」をご確認の上、照会ください。

○お電話でのお問い合わせ先（9時～18時）

- ・ 網走バス本社営業所 TEL：0152-43-4101

（報道関係の方からの）お問い合わせ連絡先
網走バス本社総務部 TEL:(0152)-43-4104
担当：明神 健太（ミヨウジン ケンタ）